

令和6年11月11日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年11月11日（月）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番		2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 1番 芹口 民雄

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（案）の承認について 【特例事業】

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

## 6、農業委員会事務局職員

局長	芹口	孝直
係長	今村	翔太
参事	後藤	健一

事務局 それでは、令和6年度第8回高森町農業委員会総会を開会いたします。

本日、農業委員14名中13名が出席されておられます。

1番委員が欠席です。

農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席で総会が成立することを御報告いたします。

それでは、高崎会長、御挨拶をお願いします。

会長 こんにちは。

本日は、お忙しい中、総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今月、10月は梅雨のように天気が悪くて、なかなか稲刈り、また藁上げとかができずお困りのことと思います。

例年、10月は天気が良いのですが、これもやっぱり温暖化の影響かと思っております。

最近は、天気が良くなったので、稲刈り、また藁上げとかに忙しく、また農作業も忙しくなっていると思いますので、気を付けて農作業をされるようお願いします。

今回は、議案が多数ありますので、皆さんと一緒に最後まで、協力のもと、進めていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

事務局 会長、ありがとうございました。

それでは、会議規則第4条の規定により、会長が議長となるとありますので、進行をよろしく願いいたします。

議長

それでは、「議第34号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和6年11月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは、こちらからの指名ということですので、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は3番委員、4番委員をお願いします。

「報告第9号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和6年11月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは相続の件ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。  
4ページをお開きください。  
番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては夫から妻への相続です。  
補足資料は、3ページから4ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、5ページをお開きください。

番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。  
補足資料は、5ページの赤枠で囲ってある筆です。  
事務局からの説明は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、報告ですので、次に移りたいと思います。

次、「議第35号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和6年11月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは3条の議案です。  
番号1は、担当の6番委員から説明をお願いします。

6 番委員 議第 3 5 号農地法第 3 条審議資料。  
番号 1、譲受人、譲渡人、土地の所在地、登記地目、現況地目、農地の情報は左記のとおり、相手方の要望により農地を売り渡すということでございます。  
補足資料は、7 から 8 ページになっております。

事務局 事務局から補足いたします。  
許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。  
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案は可決いたします。  
次、番号 2、これは担当が 9 番委員ですので、説明をお願いします。

9 番委員 議第 3 5 号農地法第 3 条審議資料。  
同じく 7 ページです。  
番号 2、譲受人、譲渡人、土地の所在地、農地の情報は左記のとおりです。  
農地を相続したが、農業をしないため売り渡すということです。  
補足資料は、9 ページ 10 ページです。  
以上です。よろしく申し上げます。

事務局 事務局から補足いたします。  
許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から農地法第 3 条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。  
事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありました。この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

次の番号3から6番までは農地が隣接していますので、一緒に審議したいと思います。

これは担当委員の4番委員から説明をお願いします。

4番委員 議第35号農地法第3条審議資料。

3番、4番、5番、6番、まとめていきます。

譲受人、譲渡人は左記のとおり、土地の所在地、登記面積もこのとおりです。

備考として、相手方の要望により農地を買い受けるということです。

審議のほど、よろしく願いいたします。

補足資料は、11ページから18ページです。

事務局 事務局から補足いたします。

許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件についても何か質問はありませんか。

12番委員 農地の売買ですので、買い受け者は現在、何を栽培されているのですか。

事務局 12番委員の御質問にお答えします。

農地を買われる方は、町外に農地を持っておられまして、オリーブを栽培しておられます。

この、農地でも、オリーブを作るそうです。

議 長 ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

**「議第36号」**

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和6年11月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは4条の議案です。  
番号1は、8番委員から説明をお願いします。

8番委員 議第36号農地法4条審議資料。  
番号1、所有者氏名、土地の所在地、転用目的、農地の情報は左記のとおり。  
転用理由、鳥獣害が激しく耕作できないため、杉を植えたいということです。  
補足資料は、20ページです。  
よろしくお願いたします。

事務局 事務局から補足いたします。  
今の補足資料は、20ページから21ページに写真が載っております。  
この農地につきましては、以前、農振農用地に入っておりましたが、植林して管理するという計画で、令和6年6月に県より同意があり、農振農用地を除外されましたので、今回、転用申請がありました。  
許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。  
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当

であると判断しています。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。この件について、今、担当委員と事務局から説明がありました  
ましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件も可決いたします。  
次、2番。  
担当委員の9番委員から説明をお願いします。

9番委員 議第36号農地法4条審議資料。  
番号2です。

申請者の住所氏名、土地の所有地、転用目的、農地の情報は左記  
のとおりで、転用理由、鳥獣害が激しく耕作できないため、杉を植  
林したいということです。

補足資料は、22から23ページです。  
よろしくをお願いします。

事務局 事務局から補足いたします。

この農地につきましても、以前、農振農用地に入っておりましたが、  
植林して管理するという計画で、令和6年6月に県より同意が  
あり、農振農用地を除外されたので、今回、転用申請がありました。

許可基準につきましては、申請書には事業計画書、位置図、見取  
図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準につ  
いて事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実  
性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有  
無について適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産  
性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ない  
と判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当  
であると判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。これも、今、担当委員と事務局から説明がありましたが、  
この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議     長           はい。ないということですので、この件も可決いたします。  
次、番号3。担当委員の3番委員から説明をお願いします。

3番委員           農地法4条の審議です。

番号3です。所有地は4筆で、転用理由は鳥獣害が激しく耕作できないため、平成10年頃に一部植林し始末書を提出し、残りも植林するための申請でございます。

なお、補足資料は、24ページから27ページです。

審議のほど、よろしく申し上げます。

事 務 局           事務局から補足いたします。

この農地につきましても、以前、農振農用地に入っておりましたが、植林して管理するという計画で、令和6年6月に県より同意があり、農振農用地を除外されたので、今回、転用申請がありました。

また、3番委員からも説明がありましたが、2筆につきましても、既に植林済のため始末書が提出されております。

許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。

また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。

事務局からの補足は以上です。

議     長           はい。これも担当委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員)      ありません。

議     長           はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

次、4番。これは担当委員の4番委員から説明をお願いします。

4 番委員 農地法 4 条審議。  
番号 4、申請者の氏名、土地の所在地、登記面積は左記のとおりです。  
転用理由につきましては、11 年前に転用許可を得ずに植林してあります。  
始末書とともに転用申請をするものです。  
補足資料の 28 から 29 ページです。  
これを見ていただくと分かるように、川沿いの畑で、とにかくイノシシ、シカが上がってきて、度々農作物に被害が出たため植林してしまったということです。  
始末書を付けて申請するものです。  
審議のほど、よろしくお願いします。

事務局 事務局から補足いたします。  
この農地につきましても、農振農用地に入っておりましたが、植林して管理するという計画で、令和 6 年 6 月に県より同意があり、農振農用地を除外されましたので、今回、転用の申請がありました。  
また、4 番委員からも説明がありましたが、既に植林済のため始末書が提出されております。  
許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。  
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。  
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。これも今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

次、番号5。これは担当委員、2番委員から説明をお願いします。

2番委員 番号5、転用の目的は、山林です。  
農地の情報は左記のとおり。転用理由は、鳥獣害が激しく耕作ができないため、杉を植林したいということです。  
よろしくをお願いします。  
補足資料は、30ページから35ページですので、よろしく願いいたします。

事務局 事務局から補足いたします。  
この農地につきましても、農振農用地に入っておりましたが、植林して管理するという計画で、令和6年6月に県より同意があり、農振農用地を除外されましたので、今回、転用の申請がありました。  
許可基準につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局としては申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。  
また、申請地は農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しています。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しています。  
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありました。この件についても何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

事務局 次、「議第37号」  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。【特例事業】  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年11月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この件は農用地利用集積計画ですので、説明は事務局からお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

12ページをお開きください。本案件は、農用地区域内農地を担い手に売買する場合、担い手の面積要件を満たす必要がありますが、売られる方は800万円の税の特別控除があり、農地を取得される方も不動産取得税の特例措置がある事業です。

番号1です。

譲渡人、譲受人農業公社、土地の所在地、現況地目、面積等はここに記載してあるとおりです。

一度、農業公社に名義替えをし、農業公社から買われる方へ譲渡されます。

2段階の申請手続が必要になる事業ですので、農業公社の準備ができ次第、また総会にかける予定です。

補足資料は、37ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってある土地です。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。この件について、事務局から説明がありました。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 では、この件は承認いたします。

次、「議第38号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について。【中間管理・農地バンク一括方式】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年11月11日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この件についても中間管理の農地バンク一括方式ですので、これも事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

14ページをお開きください。

今回の案件につきましては、耕作放棄地の解消事業の要望案件が4件、新規が1件です。

条件としましては、農業公社を通した5年間の農地の貸し借りの契約が必要です。

農地としての復旧に反当り3万円、営農されるなら反当り1万円の補助が交付される事業です。

まず、番号1です。

こちらは放棄地解消事業の要望があったところです。

貸付人が農業公社を通して借受人に対し使用貸借権の設定をするものです。

土地の所在地、地目、面積、契約期間等につきましては14ページに記載のとおりです。

補足資料は、39ページです。

続きまして、番号2です。こちらは新規の案件です。

貸付人が農業公社を通して借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地の所在地、地目、面積、契約期間、賃借料は、14ページに記載のとおりです。

補足資料は、40ページです。

続きまして、番号3から番号5につきましては、借り手が同じです。一緒に説明させていただきます。

こちらにも放棄地解消事業の要望があったところです。

貸付人3名が、農業公社を通して借受人に対し賃貸借権の設定をするものです。

土地の所在地、地目、面積、契約期間、賃借料は14ページに記載のとおりです。

補足資料は、41ページから43ページです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件については承認いたします。

今回は、これですべて終わりましたが、農振農用地を除外して、その後4条申請により山林にするという案件が多く出ました。

今からはこのように、耕作できない農地を山林にするというよう  
な事例がずっと増えてくるのではないかと考えております。

本日はいろいろありましたが、お疲れでした。